



しぶや青色

平成29年 6月号 第552号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aoiro.jp/>

「納期の特例」の源泉所得税は7月10日（月）が納期限です

専従者給与・従業員給与等に対する給与所得の源泉徴収税額は、給与の支払月の翌月10日迄に納付するのが原則ですが、「納期の特例」の承認を受けている場合には、1月から6月分迄の合計額を、7月10日迄に納付します。この納付期限に1日でも遅れますと、不納付加算税や延滞税がかかることがありますので、必ず期限内に納付して下さい。

★ 源泉所得税の指導を事務局で受けられる方に……これだけはお持ち下さい ★

1. 平成29年分 給与所得等に対する所得税源泉徴収簿（一人別徴収簿）
まだ「一人別徴収簿」を備え付けていない方は、1月～6月迄の給与の支払い状況を各人別に調べてお持ち下さい。（各月の支払日・総支給額・扶養状況等）
2. 税務署から送られてきた源泉所得税の納付書。
3. 納税額が発生しなくても、納付書は提出しなければなりません。（0証明）
4. 前回（平成28年7月～12月分）の納付書も、ご持参下さい。
前回、還付未済金等のある方は今回納付分に充当精算いたします。

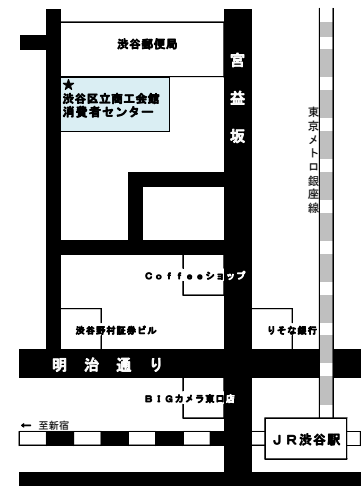
～青年部主催 挑戦してみよう！ はじめてのパソコン会計～

● 会計ソフトで楽々複式簿記 弥生会計パソコン教室 ●

これから会計ソフトを使いはじめようとお考えの方向けの教室です。
弥生会計ソフトを使って、初期設定から日々の入力の方まで、
講義形式で分かりやすくご説明いたします。

★ パソコンでの簡単な文字入力・マウス操作ができる：

日時	7月27日（木）・28日（金） 午前の部（不動産所得者向け） 9：30～12：30 午後の部（事業所得者向け） 13：30～16：30
会場	渋谷区立商工会館 6階クラブ室 渋谷区渋谷1-12-5
定員	午前・午後の部 各6名
費用	無料
申し込み	03-3463-7043 事務局まで



<青色申告会の健康診断 9月5日（火）に決定・別紙にてご確認ください。>

★ 第19回定時総会開催 ★

去る5月25日(木)午後4時30分より、南国酒家・原宿店地下1階「迎賓館」に於いて、第19回定時総会が開催されました。

議事に先立ち、永年功労役員5名、また退任役員11名の方々に対して、永年の青色申告会の会活動へのご尽力に敬意を表し、「会長感謝状」の贈呈が行われ、続いて金井会長が議長に就任し、各議案の審議に入りました。



三塚 税務署長



金井 会長

- 第1号議案 議事録署名人選任の件
- 第2号議案 第19期事業報告書承認の件
- 第3号議案 第19期収支計算書報告及び監査報告承認の件
- 第4号議案 第20期事業計画書(案)承認の件
- 第5号議案 第20期収支予算書(案)承認の件
- 第6号議案 役員改選(案)承認の件

各議案について、慎重な審議が行われ、原案のとおり承認可決されました。第19期(28年度)収支報告・第20期(29年度)事業計画書・収支予算書につきましては、2~3ページでご報告申し上げます。

最後に渋谷税務署長・三塚一彦様よりご祝辞をいただき、午後5時20分閉会となりました。

一般会計	第19期 収支計算書		第20期 収支予算書
	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで		平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
勘定科目	予算額	決算額	予算額
I. 事業活動収支の部 (単位:円)			
1. 事業活動収入			
(1) 基本財産運用収入	1,000	1,250	1,000
(2) 特定資産運用収入	30,000	21,673	21,000
(3) 会費等収入	59,613,000	57,467,300	59,976,000
(4) 事業収入	20,510,000	20,656,474	20,150,000
(5) 雑収入	20,000	24,930	20,000
(6) 引当資産繰入金収入	3,400,000	2,541,352	1,700,000
事業活動収入計 A	83,574,000	80,712,979	81,868,000
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	56,744,556	55,995,216	57,139,826
(2) 管理費支出	16,827,644	15,902,896	16,969,854
事業活動支出計 B	73,572,200	71,898,112	74,109,680
事業活動収支差額 A - B	10,001,800	8,814,867	7,758,320
II. 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
(1) 固定資産売却収入	0	0	0
投資活動収入計 C	0	0	0
2. 投資活動支出			
(1) 固定資産取得支出	2,600,000	1,126,224	1,500,000
(2) 特定資産取得支出	7,056,800	7,938,500	5,938,320
投資活動支出計 D	9,656,800	9,064,724	7,438,320
投資活動収支差額 C - D	△ 9,656,800	△ 9,064,724	△ 7,438,320
III. 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入	0	0	0
2. 財務活動支出	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV. 予備費支出			
予備費支出	345,000	0	320,000
当期収支差額	0	△ 249,857	0
前期繰越収支差額	18,686,115	18,686,115	18,436,258
次期繰越収支差額	18,686,115	18,436,258	18,436,258

貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位:円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
【Ⅰ】資産の部		【Ⅱ】負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
(1) 現金預金	19,652,674	(1) 流動負債	1,341,672
(2) その他流動資産	183,146	流動負債合計	1,341,672
流動資産合計	19,835,820		
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産	5,000,000	(1) リース債務	787,320
(2) 特定資産	114,095,618	(2) 退職給与引当金	35,774,167
(3) その他固定資産	53,049,793	固定負債合計	36,561,487
固定資産合計	172,145,411	負債合計	37,903,159
資産合計	191,981,231	【Ⅲ】正味財産の部	
		1. 指定正味財産	
		(1) 指定正味財産	0
		指定正味財産合計	0
		2. 一般正味財産	
		(1) 一般正味財産	154,078,072
		一般正味財産合計	154,078,072
		(うち基本財産への充当額)	5,000,000
		正味財産合計	154,078,072
		負債及び正味財産合計	191,981,231

第20期（平成29年度）事業計画書（抜粋）

I. 基本方針

私たち青色申告会は、青色申告者が自主的に組織した納税団体として、昭和25年の創立以来、一貫して申告納税制度の中核となす青色申告制度の普及と納税道義の高揚に努めてまいりました。

ところで、近年税務を取り巻く環境は社会経済の国際化やグローバル化・ICT(情報通信技術)化に伴って大きく変化しております。そして今後予定される消費税率の引き上げに伴い帳簿及び請求書等の記載と保存方法に対応した会員指導が求められます。今まで以上に会員の皆様から理解と信頼を得ていかななくてはなりません。

このような環境下で、本年は電子申告(e-Tax)の更なる普及推進と消費税の改正に対応した記帳、青色申告特別控除65万円選択者の増加、併せて会員の皆様とその家族、従業員が安心して生活できるように青色共済・青色傷害・青色がん保険・青色医療保険を中心とした福利厚生事業の普及に力を入れていきます。

そして、誠実な青色申告会の立場から個人事業主の意見を反映した税制改正運動にも尽力していきます。

平成29年度においては、一般社団法人東京青色申告会連合会と協同して、記帳指導の青色申告会を自覚した、健全な納税者団体としての社会的責任を果たすとともに、次の施策を推進してまいります。

【重点項目】

- (1) 青色申告制度の普及推進を通じて、健全な納税者の育成を図り、地域に密着した公益活動の充実に努めます。
- (2) 関係民間団体と協調し、会員及び一般納税者への税に関する情報発力を高めるとともに、公益活動や租税教育活動に積極的に取り組みます。
- (3) 地域社会の信頼に応える組織強化を図るため、年間を通じて会勢拡大運動を展開します。
- (4) 「e-Tax」「マイナンバー制度」への対応など指導環境の整備と事務局指導體制の向上に努めます。

◆ 土曜・日曜日の「事務局」営業のお知らせ ◆

7月1日(土)、2日(日) 9時~12時は業務を行っています。

平日、事務局を利用できない方はぜひこの機会にお越しください。(源泉所得税・記帳相談等)

● 7月の税務相談日 ●

当会会員の税理士による
「税務相談会」を是非ご利用下さい

日 時	7月19日(水) 午前10時～午後4時
場 所	(一社) 渋谷青色申告会事務局
費 用	無 料 (1人約1時間を予定)
ご予約制です。事務局までお電話でどうぞ (TEL 03-3463-7043)	

保険相談

保険に入っていない。
または
現在ご加入の保険を
見直したい。



☆保険料を安くしたい。
☆たくさん入っている保険を整理したい。
☆保険のことがよくわからない。
など、お気軽にご相談ください。

※相談ご希望の方は青色申告会事務局、または下記まで。



担当：(株) サクス 高橋・佐藤
電話：0120-80-1781

● 都税についてのお知らせ ●

6月は固定資産税・都市計画税第1期分の納期です (23区内)

固定資産税・都市計画税(23区内)の納税通知書は、6月1日(木)に発送します。

<納期限> 平成29年6月30日(金)


<ご利用になれる納付方法>

- ① 金融機関※1・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ② 口座振替※2
- ③ コンビニエンスストア※3



<利用可能なコンビニエンスストア>


くらしハウス コミュニティ・ストア サークルK サクス スリーエイト スリーエフ 生活彩家 セブンイレブン デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ファミリーマート ポプラ ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストア
ローソン MMK 設置店(コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末は除く。)

- ④ 金融機関※1・郵便局の  (ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング※4
- ⑤ パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付
インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります。)
詳しくは、都税クレジットカードお支払サイトをご覧ください。

※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※2 お申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955 平日9時~17時)へお問い合わせください。

※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。

※4 ○  ペイジーマークの入っている都税の納付書に限ります。

○ 領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。

なお、都では独自に「都税納税確認書」を発行しておりますので、ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。

○ 新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用の方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○ システムの保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。

固定資産税・都市計画税の納税には、安心・便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、納税通知書に同封されているハガキでお申込みください。また、依頼書は主税局ホームページからもダウンロードできますので、そちらもご利用ください。(平成29年8月10日(木)までにお申込みいただくと、10月2日(月)第2期分から口座振替をご利用いただけます。)

<口座振替のお問い合わせ先> 主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955 平日9時~17時)